



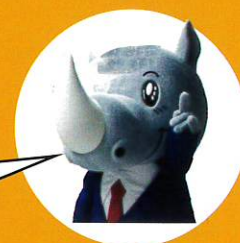
# 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る 雇用環境整備促進奨励金

令和2年1月24日以降、国の雇用調整助成金等を受給し、非常時における勤務体制づくりなど、雇用環境整備に取り組む都内中小企業に対し **10万円** (1事業所1回限り※) を交付します。

※複数の雇用保険適用事業所が雇用調整助成金等を受給の場合、それぞれが申請可能です。



Q. 雇用環境整備の取り組みって何をすればいいの？



サイようくん

A. 下記の **取組1**、**取組2** 両方の実施を報告していただきます。

**取組1** 休業手当の支払いについて**就業規則に定める** (※既に定めているも可)

**取組2** ①~④のいずれか一つを新たに導入または試行する

①

テレワーク制度  
(在宅勤務制度)

②

時差出勤勤務制度

③

フレックスタイム  
制度

④

非常時に取得可能な  
有給の特別休暇制度

【例】  
・ワクチン休暇制度  
・家族の受診休暇  
制度 など、  
新型コロナ対応の  
さまざまな休暇が  
対象です！

！ 令和2年度に東京都が実施した「新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金」の交付または令和3年度から実施している「当奨励金」の交付決定を既に受けている事業所は申請できません。

**申請期限** 申請受付期間を延長しました  
**令和5年3月31日(金)まで**

まずは、裏面の  
フローチャートで  
申請対象が  
チェック！

詳細はこちら → [東京しごと財団](#) [新型コロナウイルス](#) [奨励金](#) [検索](#)

【お問合せ】(公財)東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 雇用安定化支援担当(雇用環境整備促進奨励金担当)

☎ **03-5211-2315**

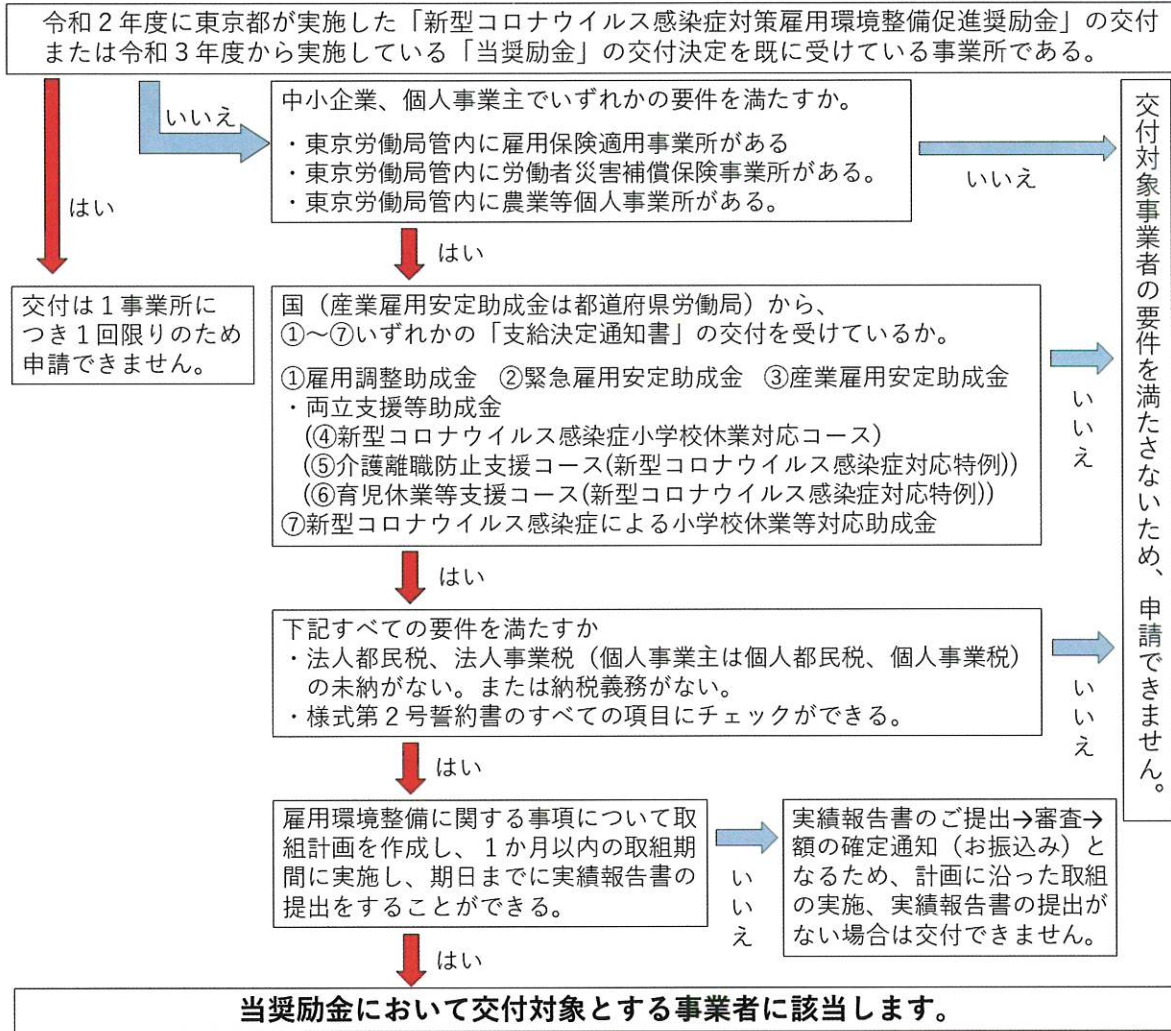
受付時間: 平日9時30分~16時30分(12時~13時、土日・祝日は除く)



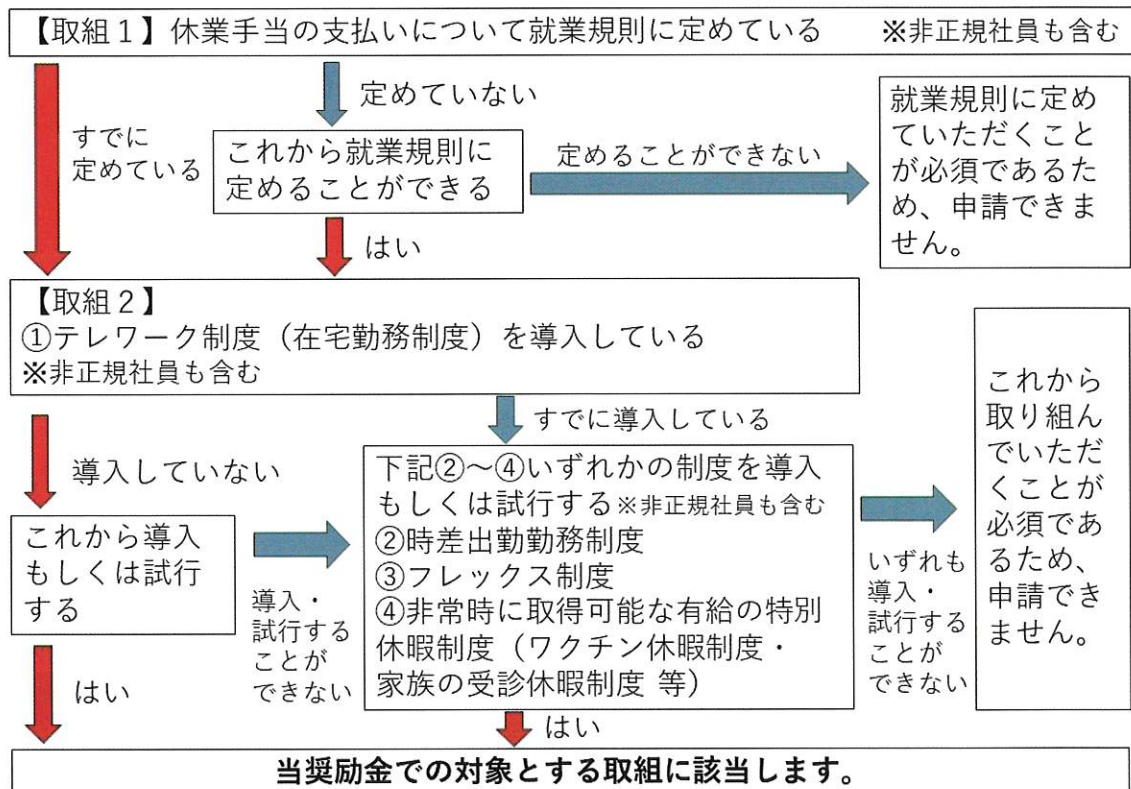


# ① 交付対象事業者について

交付要件に該当するか確認してみよう！



# ② 取組について



上記①と②の両方に該当することが申請の条件となります。